

震災時等における仮貯蔵・仮取扱いの申請手続きの概要

趣旨

東日本大震災において、給油取扱所等の危険物施設が被災したことや、被災地への交通手段が寸断されたこと等により、ドラム缶や地下貯蔵タンクから手動ポンプ等を用いての給油や、危険物施設以外の場所での一時的な貯蔵など平常とは異なる対応が必要になり、消防法第10条第1項ただし書きに基づく危険物の仮貯蔵・仮取扱いが数多く行われました。そこで、岡崎市において震災時に市内が甚大な被害を受け、交通手段が十分に確保できない等の場合は、仮貯蔵・仮取扱いの安全対策等に関して、事前に消防機関と協議のうえ計画書を提出しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等で行うことができるようにしました。

仮貯蔵・仮取扱いとは

消防長又は消防署長の承認を受けることにより、指定数量以上の危険物を10日以内の期間、仮に貯蔵し、又は取り扱うことができる制度です。

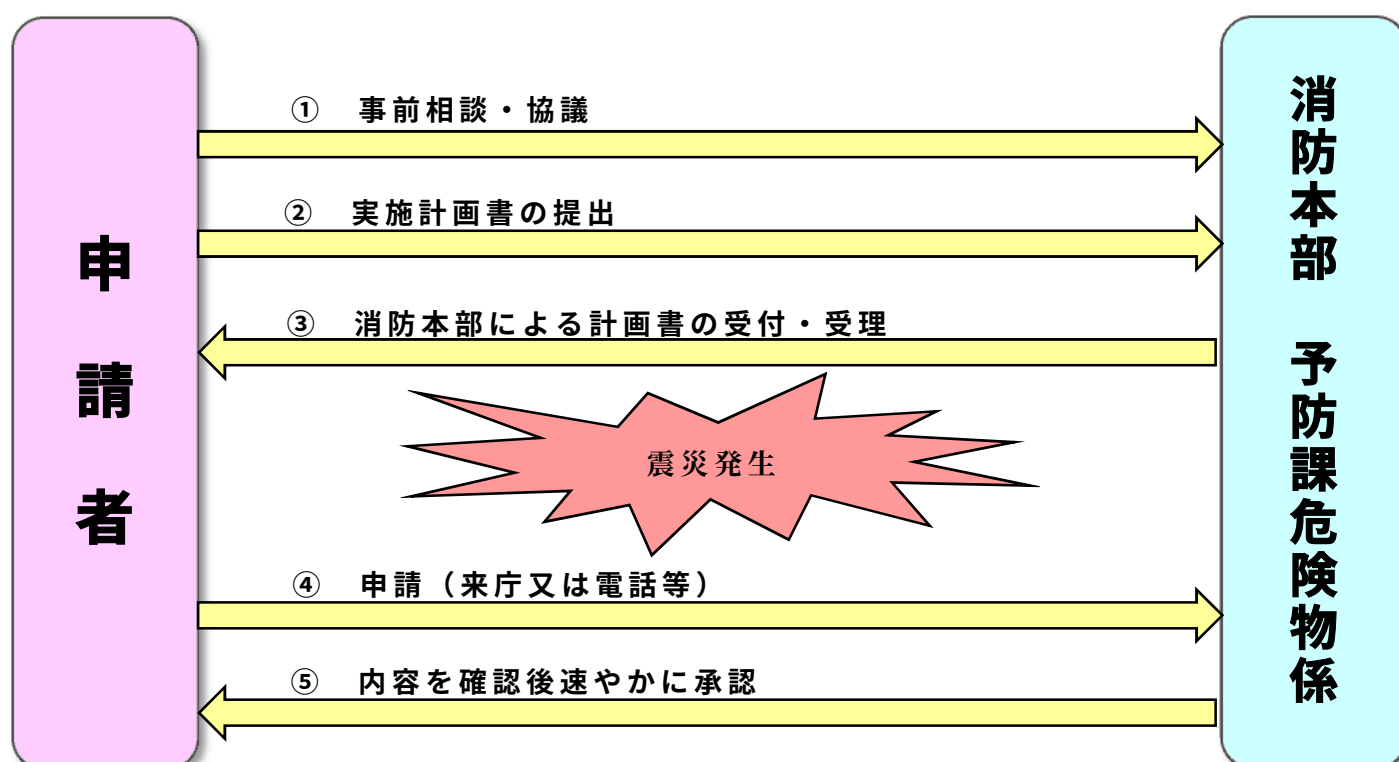
実際に行われた例



＜写真提供：仙台市消防局＞

震災時に安全を確保した上で迅速に仮貯蔵・仮取扱いを行うために・・・

危険物の仮貯蔵・仮取扱いの申請が想定される事業者等は、震災時に想定される臨時的な危険物の貯蔵・取扱い形態、これに応じて講じるべき安全対策、事務手続きについて事前に消防機関と協議し、具体的な計画を定めて計画書を提出しておくことで、申請から承認までの手続きを電話等により速やかに行うことができます。



危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱い

危険物施設における臨時的な危険物の貯蔵・取扱いについては、設備の故障等による代替機器の使用、非常用電源や手動機器の活用等が想定されます。

危険物施設において、許可外の危険物の貯蔵・取扱いが生じる場合や異なる設備等の利用については、消防法第11条第1項の規定による変更の許可や資料提出書の届出が必要となります。

震災時にこれらの計画がある事業所等にありましては消防本部予防課と事前相談をお願いします。

相談・お問合せ先
岡崎市消防本部予防課危険物係
TEL 0564-21-9863